

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 13 日（金）第 549 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告

## 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 1  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 1  
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2  
○公共測量の実施（5件）（監理課取扱い） 2  
○公共測量の終了（監理課取扱い） 3  
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 3

## 告

## 示

## 鹿児島県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年9月13日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	令和6年8月1日	訪問看護
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	令和6年8月1日	訪問リハビリテーション
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	令和6年8月1日	居宅療養管理指導

## 鹿児島県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年9月13日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
瀬戸内町へき地	大島郡瀬戸内町	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町	鎌田 愛人	令和6年	介護予防

診療所	古仁屋瀬久井西 13番地 2		古仁屋船津23番 地		8 月 1 日	訪問看護
瀬戸内町へき地 診療所	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 13番地 2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町 古仁屋船津23番 地	鎌田 愛人	令和 6 年 8 月 1 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
瀬戸内町へき地 診療所	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 13番地 2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町 古仁屋船津23番 地	鎌田 愛人	令和 6 年 8 月 1 日	介護予防 居宅療養 管理指導

**鹿児島県告示第665号**

熊毛郡中種子町坂井5986番地67 浜崎一成及び熊毛郡中種子町坂井5986番地23 中村正広からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 区域及び区分

- 1 区域 中種子町区域（熊毛郡中種子町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第666号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化及び3級水準測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 18 日から同年 10 月 31 日まで
- 3 作業の地域 南九州市川辺町下山田地内外

**鹿児島県告示第667号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 8 月 14 日から令和 7 年 3 月 19 日まで
- 3 作業の地域 長島町城川内地内

**鹿児島県告示第668号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 8 月 20 日から令和 7 年 3 月 25 日まで
- 3 作業の地域 阿久根市西目地内

**鹿児島県告示第669号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（T S 等現地測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 9 月 2 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業の地域 南九州市知覧町東別府地内

#### 鹿児島県告示第 670 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び復元測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 9 月 6 日から同年 11 月 13 日まで
- 3 作業の地域 日置市吹上町永吉地内

#### 鹿児島県告示第 671 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和 5 年 12 月 19 日鹿児島県告示第 932 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 6 月 19 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 始良・伊佐地域振興局告示第 18 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セカンドプレイス	始良市加治木町本町 147 番地 1	セカンドプレイス株式会社	始良市加治木町本町 147 番地 1	竹下 浩介	令和 6 年 4 月 1 日	保育所等訪問支援

#### 大隅地域振興局告示第 35 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人肝付町社会福祉協議会居宅介護内之浦事業所	肝属郡肝付町南方 2643	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富 5589 番地 8	松元 一昭	令和 6 年 8 月 31 日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護